

こんなご相談に対応します

- ・お友達とうまく遊べない
- ・じっと先生の話を聞いているのが苦手
- ・順番を待てない
- ・集団の活動についていけない
- ・園で車いすを使いたいけど導入の仕方が分からない
- ・遊びの中でどんな介助をしたらよいか分からない

など・・・

こんな支援を行います

- ・訪問支援員が、保護者や担任から聞き取りを行い、困り感や情報の共有を行います。
- ・支援目標を立て、個別支援計画を作成します。
- ・実際に、保育所等に訪問しお子さんの様子を見学させていただきます。
- ・お子さん一人一人に合った支援方法や環境設定を、訪問支援員が訪問先の職員と一緒に考えます。
- ・毎回、訪問後にその日の様子や支援内容を記録します。訪問先と保護者にも感想等を記載していただき、その記録を共有します。
- ・定期的に訪問し、お子さんの状況の確認、支援目標の評価、計画の見直し等を行います。

* 学校等における授業の補助等、指導に関わることや介助業務はこの事業の対象外です。

対象

保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の集団生活の場に在籍しているお子さん。
(利用の際には、通所受給者証が必要です。)

訪問時間

訪問先と調整し決定します。
(午前もしくは午後の 1 時間～3 時間程度)

訪問職員

障害児支援を実施している
・保育士
・児童指導員 が伺います。
困り感や支援の必要性に応じて
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士 と一緒に訪問します。

使用料

契約者（保護者）の負担となります。ただし、内閣府令で定める基準により、算出した額の 1 割負担になります。なお、幼児教育無償化の対象となる方の自己負担はありません。



利用の流れ

